

## 滝深線廃止に伴う代替交通の運賃に対する住民意見提出手続の意見募集要領

令和8年(2026年)5月13日

### 1. 目的

道路運送法第9条第4項に基づき、滝川市地域公共交通活性化協議会で協議した「滝深線廃止に伴う代替交通の運賃」に対する住民意見提出手続に関する必要な事項を定め、当該地域に在住・在勤する方などの多様な意見を反映することを目的とする。

### 2. 対象路線の名称

滝深線

### 3. 資料の入手方法

(1) 滝川市役所企画課のホームページへの掲載  
(<https://www.city.takikawa.lg.jp/page/24953.html>)

(2) 以下の場所での閲覧

- ア 滝川市役所 6階企画課企画政策係
- イ 江部乙支所(滝川市農村環境改善センター)
- ウ 空知中央バス株式会社 滝川駅前案内所

### 4. 意見等を提出できる方

- ア 滝川市・深川市に在住・在勤する方
- イ 滝深線を利用されている方
- ウ 滝深線廃止により代替交通路線になる地域にお住まいの方

### 5. 意見等の募集期間

令和8年(2026年)5月13日(水)～令和8年(2026年)5月27日(水)

### 6. 意見等の提出方法及び提出先

意見提出にあたっての様式は、別紙の「滝深線廃止に伴う代替交通の運賃に対する意見記入用紙」もしくは滝川市役所HP内ご意見募集フォームによるものとします。

なお、用紙に記載の事項(住所、氏名、電話番号又はメールアドレス等の連絡先、ご意見内容)が示されていれば、任意様式も可とします。

(1) 郵便の場合 ※募集期間の最終日の消印有効とします。

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号

滝川市総務部企画課企画政策係内

滝川市地域公共交通活性化協議会事務局

(2) ファクシミリの場合 0125-23-5775

(3) 電子メールの場合 [kikaku@city.takikawa.lg.jp](mailto:kikaku@city.takikawa.lg.jp)

(4) ご意見募集フォーム 右記QRコードを読み込んでください。



### 7. 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に意見募集結果を公表します。なお、意見募集の結果の公表は「3 資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

## 8. その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の市町名を公表することがあります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報が記載された意見は公表しない場合があります。

### **【問い合わせ先】**

滝川市総務部企画課企画政策係

電話 0125-28-8004